## 【表-2】 法的及びその他の要求事項の概要

		「四川及りての西の女が事長の腕女	I	
区分	名称	要求事項	環境影響項 目	管理部門
大 気	大気汚染防止法	・ばい煙発生施設の届出 ・ばい煙量、ばい煙濃度の測定 ・事故時の措置届出	○○設備	●部▲課
	特定工場における公害防止組織 の整備に関する法律	<ul><li>・公害防止統括者の選任と届出</li><li>・公害防止管理者の選任と届出</li></ul>		●部▲課
水質	水質汚濁防止法	<ul><li>・特定施設・指定施設設置等の事前届出</li><li>・特定施設・指定施設の届出</li><li>・特定施設・貯油施設・指定施設の事故時の措置と届出</li></ul>	△△施設 ○×施設	■製造部
騒音・ 振動	騒音、振動規制法	・特定施設の届出 ・騒音、振動の測定 ・騒音、振動規制値の順守(第×種地域)	空気圧縮機 機械プレス	□製造部 ●部 <b>▲</b> 課
悪臭	悪臭防止法	・悪臭濃度基準の順守	□□液 ××溶剤	■製造部 ●部▲課
温暖化 防止・ 廃棄物	フロン排出抑制法 (旧フロン回収破壊法)	<ul><li>・使用時:簡易点検・専門点検の責務。一定 規模以上の機器の定期点検責務</li><li>・廃棄時:回収・運搬・破壊に要する料金の 支払い。委託確認書(又は回収依頼書)、 引取証明書の保存(3年)</li></ul>	第一種特定製品:業務用エアコン、冷蔵庫・冷凍庫等	●部●課
廃棄物	廃棄物処理法	<ul> <li>・一般廃棄物の許可業者への委託</li> <li>・廃棄物置場の保管基準の順守</li> <li>・産業廃棄物の委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物マニフェストを収集運搬/処分委託の都度交付、回収、交付状況報告 A~E票の5年間保管</li> <li>・産廃処理状況確認</li> <li>・特管産廃管理責任者の選任</li> </ul>	紙屑、生ゴミ 廃油、廃プラ スチック 廃酸(特管)	●部▲課
	リサイクル法	・長期使用、再生資源・部品利用の努力義務	パソコン	●部●課
リサイ クル	容器包装リサイクル法	<ul><li>・帳簿記載、保管</li><li>・再資源化義務の履行(指定法人と再資源化委託契約締結・委託料金支払い)</li><li>・排出抑制促進措置の実行と報告(小売り多量取扱事業者)</li></ul>	ガラス瓶 PETボトル 紙製容器包装 プラスチック 製容器包装	●部●課
	家電リサイクル法	・買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料 の支払	エアコン テレビ	●部●課
	自動車リサイクル法	・車検又は買替時リサイクル料の支払	自動車	●部●課
エネルギー	省工ネ法	・第2種エネルギー管理指定工場の届出 ・エネルギー管理員の選任・届出 ・エネルギー使用状況等の定期報告	工場	●部▲課
化学物質	労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規則)	<ul><li>・有機溶剤の取扱所での掲示</li><li>・有機溶剤を取扱う作業者への教育</li><li>・有機溶剤作業主任者の選任</li></ul>	□□液 ××溶剤	▲製造部
	毒物及び劇物取締法	<ul><li>・盗難/漏洩防止</li><li>・容器への表示</li><li>・貯蔵場所への表示</li></ul>	□□液 ××溶剤	▲製造部
	消防法	・危険物取扱者の監督下の取扱 ・危険物貯蔵所、取扱所設置の届出	××溶剤 貯蔵所	△製造部 ●部▲課
	PRTR法	<ul><li>・指定化学物質の排出量及び移動量の把握</li><li>・排出量及び移動量の届出</li><li>・SDSの提供</li></ul>	トルエンキシレン	△製造部

区分	名 称	要求事項	環境影響 項 目	管理部門
地方 条例	京都府環境を守り育てる条例 京都府・市地球温暖化対策条例	・大気・騒音及び廃棄物の削減努力 ・省エネ、EMS導入、公共交通機関利用	装置、廃棄物 自動車	□製造部 ●部▲課
その他 の要求 事項	協定・覚書	・行政・地域組織との取決め事項	××自治会	●部●課
	顧客要求	<ul><li>・グリーン調達規定又は基準</li><li>・有害化学物質不使用証明</li><li>・EMS審査登録</li></ul>	A社 B社 C社	●部●課
	上位組織の要求	・親会社の方針・指針等 ・グループ企業での申合せ事項	D社 ○○グループ	●部●課
	加入組織の要請	・商工会・協会・組合等の取決め事項	○○協会	●部●課